

仕上げ職種(治工具仕上げ作業)

<p>作業の定義</p>	<p>たがね作業、やすり作業、きさげ作業、穴あけ作業、けがき作業、みがき作業等の各種作業により所定の精度を要する治工具(注)製作を行う作業をいう。 (注) 治工具とは、①材料を台に固定するための道具(治具)と材料を切削する刃物(工具)の総称で、②切削工具を導く装置等をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)治工具仕上げ作業 治工具仕上げ加工作業 (仕上げ精度は100分の5mm以上を目途) ※ ①治工具の仕上げ及び組立て作業 ②部品のはめ合せ及び芯出し作業 ③平面及び曲面のすり合せ作業 ④治工具製作に必要な各種作業(けがき、穴あけ、ねじ立て、リーマ通し又はみがき等)</p>	<p>第2号技能実習 (1)治工具仕上げ作業 治工具仕上げ加工作業 (仕上げ精度は100分の5mm以上を目途) ※ ①治工具の仕上げ及び組立て作業 ②部品のはめ合せ及び芯出し作業 ③平面及び曲面のすり合せ作業 ④治工具製作に必要な各種作業(けがき、穴あけ、ねじ立て、リーマ通し又はみがき等) ⑤鋼の熱処理(焼入れ及び焼もどし)作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)治工具仕上げ作業 治工具仕上げ加工作業 (仕上げ精度は100分の2mm以上を目途) ※ ①治工具の仕上げ及び組立て作業 ②部品のはめ合せ及び芯出し作業 ③平面及び曲面のすり合せ作業 ④治工具製作に必要な各種作業(けがき、穴あけ、ねじ立て、リーマ通し又はみがき等) ⑤鋼の熱処理(焼入れ及び焼もどし)作業</p>
	<p>※仕上げ面は、表面粗さ、切削精度等で基礎級、3級、2級の実技試験によるものであること。</p>		
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③仕上げ職種に必要な整理整頓作業 ④仕上げ職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①金型仕上げ作業 ②機械組立仕上げ作業 ③機械加工作業 ④検査(外観、寸法、材質、強度、非破壊、耐圧気密等)作業 ⑤機械・器具の管理作業 ⑥品質管理作業 (2)周辺業務 ①原材料の搬送作業(工場内) ②製品(部品)の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下のうち一つ以上必ず使用すること。 1.炭素鋼 2.合金鋼 3.鋳鉄及び鋳鋼 4.工具鋼 5.銅及び銅合金 6.アルミニウム及びアルミニウム合金 7.鉛、すず等の合金 8.超硬合金 9.プリハードン鋼 10.ペークライト及びアクリル等の非鉄金属</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①治工具仕上げ作業で使用する工作機械(一つ以上必ず使用すること。) 1.旋盤 2.ボール盤 3.フライス盤 4.ワイヤ放電加工機 5.平面研削盤 6.NC旋盤 7.NCフライス盤 8.マシニングセンタ</p> <p>②手仕上げ用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1.やすり 2.組やすり 3.ワイヤブラシ 4.タップ(タップハンドルを含む) 5.ダイス(ダイスハンドルを含む) 6.検査剤 7.定盤 8.平行台 9.Vブロック 10.スコヤ 11.けがき針 12.コンパス 13.ポンチ 14.ハンマ 15.ドリル 16.リーマ 17.面取りカッタ 18.金のこ(弓のこ) 19.万力(バイス) 20.たがね 21.きさげ 22.油砥石(オイルストーン) 23.トースカン</p> <p>③各種手工具(一つ以上必ず使用すること。) 1.ヘキサゴンレンチ(六角レンチ) 2.スパナ 3.メガネレンチ(オフセットレンチ・ボックスレンチ) 4.コンビネーションレンチ 5.ラチェットハンドル 6.モンキーレンチ 7.トルクレンチ 8.ドライバ 9.パイプレンチ 10.ペンチ 11.ニッパ 12.プライヤ 13.ラジオペンチ 14.ウォーターポンププライヤ</p> <p>④各種測定器(一つ以上必ず使用すること。) 1.スケール 2.ノギス 3.ハイトゲージ 4.外側マイクロメータ 5.内側マイクロメータ 6.ディプスゲージ 7.ディプスマイクロメータ 8.ダイヤルゲージ 9.テストインジケータ(てこ式ダイヤルゲージ) 10.直角定規(スコヤ) 11.ブロックゲージ 12.シリンダーゲージ 13.プロトラクタ 14.サインバー 15.栓ゲージ 16.ネジゲージ 17.歯厚マイクロメータ</p> <p>⑤各種切削用工具(必要に応じて使用すること。) 1.旋削用バイト(外形バイト・突切バイト・面取りバイト・中ぐりバイト・ねじ切りバイト・総形バイト・ローレット) 2.フライス工具(正面フライス・ショルダーミル・エンドミル・ボールエンドミル・Tスロットエンドミル・コーナRカッタ・アリ溝カッタ・平フライス・メタルソー・アングルカッタ) 3.ドリル 4.リーマ 5.研削盤用砥石(特別教育が必要。)</p> <p>⑥熱処理用設備機器・測定器、工具(必要に応じて使用すること。) 1.熱処理炉 2.トーチランプ(ガソリン、灯油、ガス等の燃料を使用。) 3.接触式又は非接触式温度計 4.やっここ又は火ばし</p> <p>⑦各種検査用機器(必要に応じて使用すること。) 1.引張試験機 2.衝撃試験機 3.ビッカース硬さ試験機 4.微小硬さ試験機 5.ロックウェル硬さ試験機 6.ブリネル硬さ試験機 7.ショアー硬さ試験機 8.金属顕微鏡 9.走査型電子顕微鏡 10.探傷機(磁気、浸透、超音波等)</p> <p>⑧各種電動工具(必要に応じて使用すること。) 1.電気ドリル 2.インパクトドライバ 3.ディスクグラインダ 4.高速切断機 5.ミニルータ</p> <p>⑨各種エアツール(必要に応じて使用すること。) 1.エアグラインダ 2.エアサンダ 3.エアインパクトドライバ 4.エアガン 5.エアドリル 6.エアソー</p> <p>⑩保護用眼鏡及びその他の安全保護具(必ず使用すること。)</p>		

	①その他の機械(必要に応じて使用すること。) 1.鋸盤(バンドソー) 2.コンターマシン(帯鋸盤)
製品等の例	各種治工具(治工具仕上げ作業では、特定の製品はない。治工具仕上げ作業によってできあがる「治工具」が製品である。)
移行対象職種・ 作業とはならな い業務例	1.治工具を使用しての製品製造作業 2.金型を使用しての製品製造作業 3.機械装置を使用しての製品製造作業 4.金属被覆・彫刻業・熱処理作業 5.機械装置の分解・組立て作業(各種製造ラインの組立て作業等)のみの場合 6.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合